

2004年 9月 28日

_____ 県知事 殿

公立文化施設への指定管理者制度の導入に際しての要望書

昨年6月、改正地方自治法が成立し、公の施設に指定管理者制度の導入が可能となりました。貴県におかれましては、公立文化施設に指定管理者制度を導入するか否か、導入する場合にはどのような点に留意すべきか、ご検討が進んでいることと拝察いたします。

わが国では、高度経済成長期以降、全国各地で地域文化の振興に資するものとして公立文化施設の設置が進み、特に1980年代以降は、多目的ホールのみならず専門の上演施設の設置も進みました。現在、全国で公立文化施設は2200館ほどあるといわれており、高機能の上演設備を有するものも少なくありません。過去四半世紀のうちに、ハードとしての文化施設の整備は目覚ましく進んだといえましょう。国レベルで上演施設に特化した特別法や規制がないために、設置主体である地方公共団体の主体性によって、様々な文化施設が整備されてきました。一方、事業の内容や組織体制については異同が大きく、地域文化振興に資する文化拠点としての活用のされ方には、様々な課題を指摘することができます。

2001年に文化芸術振興基本法が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ということが明文化され、ついで定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針」においては、基本的な施策の中に、劇場、音楽堂等の充実が掲げられました。地域の文化芸術振興において、公立文化施設に期待される役割は、ますます大きくなっております。

私たちは、舞台芸術にかかわるスタッフおよび実演家を構成員とする組織として、公立文化施設に指定管理者制度を導入する場合、このような時代の要請とともに文化施設の特性を考慮し、次の五点に留意されることを強く要望いたします。貴県の設置した公立文化施設への対応はもちろんのこと、県下の市町村に対しましても、本要望の周知徹底と適切な対応に向けまして、知事の指導力を発揮していただけますようお願い申し上げます。

1) 地方公共団体は、当該公立文化施設の設置者として、地域の文化振興政策の中で、当該施設にどのような役割を担わせるのか、明確にすること。

2) 地方公共団体は、当該文化施設が担うべき役割にみあった中長期のビジョンを明確にし、指定管理者制度の公募に際しては、審査基準の設定にビジョンに相応しい専門家を関与させること。

3) 特に、舞台機構等の技術面に関しては、施設の長期的な維持管理計画を策定するなど長期的展望をもって条件を定めること。短期的な効率化を優先すると、技術低下、機構や設備及び器機の劣化、事故の誘因となる危険性が高く、一旦設備が劣化してしまえば、回復が難しいという点を十分に認識すること。

4) 舞台技術に関しては、指定団体は厳しくその専門性を問われるべきである。特に、公立文化施設の維持管理の実績だけではなく、実際に管理に当たる人材の技能・資質などを重視すること。

5) 指定管理者の審査にあたっては、審査員の専門性が問われなければならない。「劇場」を運営する組織には、芸術上の専門性、文化政策を踏まえた経営力、舞台技術力の3つの要素が求められるが、それぞれ専門的見地から評価できる専門家を審査員に入れること。

社団法人日本芸能実演家団体協議会
会長 野村 萬

社団法人日本照明家協会
会長 谷川 富也

日本舞台音響家協会
理事長 松木 哲志

有限責任中間法人日本音響家協会
会長 八板 賢二郎

日本舞台監督協会
会長 三宅 博